

(様式3)

## 措 置 報 告 書

鈴 建 第 9 2 号  
令和 2 年 5 月 7 日

三重県環境調整システム推進会議 会長 様

鈴鹿建設事務所長

令和2年3月30日付けで通知のあった審議結果通知書の内容について、次のとおり措置しましたので報告します。

対象事業の名称	南若松地区海岸 海岸高潮対策事業
通知事項	措置内容
<ul style="list-style-type: none"><li>離岸堤の天端高さは可能な範囲で低く設定し、コンクリートブロックの色彩についても、色粉などを入れて目立たない色彩にするなど工夫して下さい。</li><li>景観法の通知対象となる場合がありますので、鈴鹿市と協議をして下さい。</li><li>南原永Ⅱ遺跡が事業地に隣接しています。本体工事とともに、付帯工事（仮設道路の設置や接続道路の整備等）を実施する際は、文化財の所在を確認のうえ、該当する場合は各文化財の種類に応じた保護措置と対応についての事前協議を行ってください。</li></ul>	<p>離岸堤は高潮対策の効果が発揮される最低限の高さに設定しています。（平均潮位で海上に露呈する高さは約3mです。</p> <p>色彩については海中に設置し波や風雨に晒される為、短時間で色が暗くなり目立たなくなる旨を意見された推進委員に説明し、通常色のブロックの使用について了承いただきました。</p> <p>鈴鹿市都市整備部都市計画課と協議した結果、本件は通知対象ではありませんでした。</p> <p>本事業は陸上で製作した消波ブロックを沖合に船を使用して設置する為、隣接地（浜）における付帯工事はありません。</p>